

明監報第13号

財政援助団体等監査（明石駅前立体駐車場指定管理者）結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成26年(2014年)8月21日

明石市監査委員	林	郁	朗	
同	星	川	啓	明
同	辰	巳	浩	司
同	寺	井	吉	広

財政援助団体等監査（明石駅前立体駐車場指定管理者）の結果について

監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
タイムズグループ	明石駅前立体駐車場	土木交通部交通政策室交通安全課

監査の期間

平成26年6月4日から平成26年8月21日まで

監査の範囲

主として、平成25年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

指定管理者等の概要

1 明石駅前立体駐車場

指定管理者名 タイムズグループ

代表団体 タイムズ24株式会社

構成団体 タイムズサービス株式会社

指定管理者が行う業務

(ア) 駐車場の料金の徴収に関すること。

(イ) 駐車場の維持管理に関すること。

(ウ) その他市長が定める業務

平成25年度指定管理料 31,691,000円

指定管理期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿っておおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正

に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。